1	
2	
3	
4	
5	
6	日本風景街道の発展に向けて
7	
8	提 言(案)
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	平成 30 年〇月
25	
26	
27	
28	
29	「日本風景街道」有識者懇談会

目 次

2	
3	はじめに・・・・・・・・1
4	1. これまでの活動成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5	2. 社会動向の変化7
6	3. 発展に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
7	4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性12
8	(1)活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	①景観の整備・保全・・・・・・・・・・・・・・・・・12
10	②案内看板等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
11	③情報の発信・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
12	(2)交流連携の推進······13
13	①道の駅との連携· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
14	②同種活動との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・14
15	③関連施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・14
16	④関係者の交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
17	(3)活動環境の整備⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯15
18	①表彰制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
19	②登録内容の再確認・・・・・・・・・・・・・・・・・15
20	③道路協力団体制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
21	④支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

1 はじめに

- 2 日本風景街道とは、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主
- 3 体による活動そのものや、その活動によって形成される地域の資源を活かした
- 4 多様で質の高い風景などを包含した概念である。
- 5 そして、その目的は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出
- 6 するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地
- 7 域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、
- 8 観光振興に寄与することである。これにより、国土文化の再興の一助となる。
- 9 平成19年4月に日本風景街道戦略会議より提言された「日本風景街道の実
- 10 現に向けて」を踏まえて、枠組みの構築が図られ、同年9月より、地方ブロッ
- 11 ク毎に設置された「風景街道地方協議会(以下「地方協議会」という。)」にお
- 12 いて、順次登録が行われ、10年が経過した現在、全国で141ルートが活動を
- 13 行っている。
- 14 これからも安定的で継続的な日本風景街道の活動が求められるなか、各登録
- 15 ルートの取り組み状況としては、積極的に活動しているルートがある一方で、
- 16 活動が停滞しているルートも見られる。
- 17 他方、登録ルート数の推移をみると、毎年数件ずつではあるが増加しており、
- 18 日本風景街道の持つ多様な仕組みや活動内容などが、現在でも有効な施策であ
- 19 ることが伺える。例えば、高速道路をはじめとした幹線道路ネットワークの整
- 20 備によって自動車交通量が減少している現道について、今後、必要とされる機
- 21 能や役割を改めて検討する際には、日本風景街道の持つ概念や仕組みが有効と
- 22 考えられる。
- 23 また、平成29年8月の社会資本整備審議会道路分科会による建議『道路・
- 24 交通イノベーション~「みち」の機能向上・利活用の追求による豊かな暮らし
- 25 の実現へ~』では、「地域間の連携等を推進するため、(中略) 日本風景街道等
- 26 の施策の活用を推進すべきである。」や「日本風景街道活動団体(中略)と連
- 27 携・協働して、道路管理の充実とともに、地域の賑わいづくりや修景活動等に
- 28 寄与する取組を充実・活性化し、地域の様々な課題への総合的な対応へと発展
- 29 させるべきである。」と言及されている。
- 30 この度、「日本風景街道」有識者懇談会において、これまでの活動状況を踏
- 31 まえて、今後の日本風景街道の活動を活性化させ、発展させるための取り組み

- 1 について議論を重ね、本提言を取りまとめた。
- 2 日本風景街道を長期にわたり発展させ、国民的な運動として定着させるため
- 3 には、各ルートにおいて活動コンセプトを明確化し、関連施策を活用した取り
- 4 組みやルート間の連携交流をさらに深めるとともに、官民の密接な連携のもと
- 5 でそれを支援していく枠組みを再構築していくことが必要である。
- 6 本提言を踏まえ、国土交通省をはじめとする関係機関や日本風景街道パート
- 7 ナーシップ、関連活動団体におかれては、具体的な取り組みに着手することが
- 8 期待される。

1 1. これまでの活動成果

2 平成17年12月に日本風景街道戦略会議が設置されて以降、日本風景街道の 3 活動の経緯は、関連する施策等を踏まえると以下の通りである。

表 日本風景街道のこれまでの活動経緯

年月	主な活動経緯
平成 17 年 12 月	日本風景街道戦略会議 設置 (委員長:奥田碩 経団連名誉会長)
平成 19 年 4 月	提言「日本風景街道の実現に向けて」 (日本風景街道戦略会議)
同年7月	日本風景街道にかかる協議会及び登録の取り扱いについて【局長通達】
同年9月	地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」にて、日本風景
四午9万	街道の登録開始 (平成29年度末現在141ルートが登録)
平成 23 年 5 月	NPO 法人 日本風景街道コミュニティ 設立
十成 23 午 5 月	(代表理事:石田東生 日本大学特任教授・筑波大学名誉教授)
平成 24 年 2 月	「日本風景街道」関連商標の使用許諾事務手続きについて【課長通達】
同年2月	日本風景街道ロゴマークの運用開始
平成 25 年度~	パートナーシップ等との意見交換会を踏まえ、好事例集を作成
26 年度	ハード アープソノ 寺との息元又換云を踏まれ、好事的果を作成
平成 28 年 4 月	道路法改正による「道路協力団体制度」創設
同年8月	日本風景街道自治体連絡会 設立 (会長:熊川栄 嬬恋村長)
平成 29 年 4 月	提言 『質の高い日本風景街道に着手するために』
十成 29 午 4 月	(日本風景街道自治体連絡会、NPO 法人日本風景街道コミュニティ)
同年8月	社会資本整備審議会 道路分科会 建議 『道路・交通イノベーション
四十〇万	~「みち」の機能向上・利活用の追求による豊かな暮らしの実現へ~』
同年 12 月	「日本風景街道」有識者懇談会 設置
四十 12 万	(委員長:石田東生 日本大学特任教授・筑波大学名誉教授)

5

6

7

8

9

10

登録開始から現在までに、日本風景街道が関連する「美しい国土景観の形成」や「地域活性化」、「観光振興」のそれぞれの分野では、様々な取り組みが行われ、一定の成果をあげてきている。

また、公共交通機関、特に鉄道が行き届かないような地域や過疎化が進む地方部での観光という点で、道路が果たす役割は大きく、観光施策や観光地の地

- 1 域経済の発展に大きく寄与してきており、日本風景街道は、今後増々その役割
- 2 が重要になってくるといえる。
- 3 具体的な活動成果について、「美しい国土景観の形成」と「地域活性化」、「観
- 4 光振興」の3つの分野に分けて以下に示す。

6

①美しい国土景観の形成

- 7 美しい国土景観の形成における代表的な活動成果として、広告看板の撤去・
- 8 集約化や清掃・美化活動、植栽・花植活動、景観保全制度の制定、建物・施設等
- 9 の保全・維持管理、ビューポイントの整備などがあげられる。
- 10 ・広告看板の撤去・集約化としては、道路沿いに乱立する広告看板に対して、
- 11 ルートごとに撤去や集約化を行い、景観保全に努めている。
- 12 ・清掃・美化活動は、全国的にも積極的に実施されており、定期的な活動は、
- 13 活動団体同士の交流の場にもなっている。
- 14 ・植栽・花植活動は、日常的に行われるもののほか、イベントと合わせて行わ
- 15 れていたり、中高生などの教育の場としても活用されている。また、民間企
- 16 業の CSR 活動とのタイアップなど、各地で創意工夫され、積極的に実施さ
- 17 れている。
- 18 ・景観保全制度の制定は、地域と行政が一定のルールの下、景観保全体制を構
- 19 築して活動を行っている事例があるが、全国的には多くない状況である。
- 20 ・建物・施設等の維持管理としては、地域学習会の開催やガイド養成講座の実
- 21 施、学校の授業での学習、景観点検の実施等の歴史・文化の継承活動が各地
- 22 で実施されている。
- 23 ・ビューポイントの整備は、いくつかの事例が見られるが、活動団体単独で実
- 24 施するには予算的なハードルもあり、これまでの活動事例では限定的となっ
- 25 ている。

2627

②地域活性化

- 28 地域活性化における代表的な活動成果として、地域等からの情報発信やイベ
- 29 ント開催、オリジナル商品や地域特産品の販売、オープンカフェなどの実施、
- 30 道の駅との連携、その他の活動団体との連携などがあげられる。
- 31 ・地域等からの情報発信は、地域情報や観光情報を伝えるコンシェルジュの拠

- 1 点施設への配置や、地域マップの配布など積極的な取り組みが行われている。
- 2 また、一般の民家でも道案内などができるような仕組みづくりを行うなど、
- 3 工夫した取り組みが見られる。
- 4 ・イベント開催は、農業体験ツアーやサイクルイベントなど地域の資源を生か
- 5 した催しが多く、ルートごとの特色を活かして実施されている。
- 6 ・オリジナル商品や地域特産品の販売として、ドライブマップやイラスト化し
- 7 た日本風景街道のルート図、地域資源などを利用した日用品、企画した観光
- 8 ツアーの販売などの取り組みが見られる。また、オリジナル商品や地域特産
- 9 品の販売施設として道の駅を活用するルートも見られる。
- 10 ・オープンカフェなどの実施については、良い景色や歴史を感じながら時間を
- 11 過ごせる場所で実施されているほか、美しい景観が楽しめる一般のカフェを
- 12 登録する制度を設け、スタンプラリーを実施するなどの工夫も見られる。
- 13 ・道の駅との連携としては、道の駅でのイベントやマルシェの開催、共同のマ
- 14 ップづくりなどの取り組みが見られる。
- 15 ・その他の活動団体との連携として、地元の大学や鉄道等交通拠点との連携が
- 16 見られる。

18 3観光振興

- 19 観光振興における代表的な活動成果として、ルートマップやガイドマップの
- 20 企画・作成・配布や観光案内板の設置、ツアーの企画立案・実施、情報の多言語
- 21 化、外国人旅行者の誘致などがあげられる。
- 22 ・ルートマップやガイドマップの企画・作成・配布は、観光客へ分かりやすい
- 23 情報を提供するため、全国多数のルートで工夫を凝らして取り組まれている。
- 24 ・観光案内板の設置は、日本風景街道としての統一的なルールは無いが、各ル
- 25 ートで独自に作成・設置されている。
- 26 ・ツアーの企画立案・実施として、地域の魅力や素晴らしい景色を楽しんでも
- 27 らえるようなツアーの企画・立案や地域の魅力の再発見を目的に実施するケ
- 28 ースも見られる。
- 29 ・情報の多言語化としては、観光パンフレットやガイドマップ、案内サインな
- 30 どの多言語化に取り組んでいるルートが見られる。
- 31 ・外国人旅行者の誘致としては、外国人旅行者を日本独自の文化でもてなした

- り、外国の旅行会社との連携、来訪促進事業などを行っているルートが見ら
- 2 れる。

2. 社会動向の変化

- 2 平成19年の日本風景街道の登録開始以降、人口減少や少子高齢化の急速な
- 3 進展や不安定な社会経済が続くなかで、日本風景街道に関連する様々な施策が
- 4 進められている。
- 5 「1.これまでの活動成果」と同様に、日本風景街道に関連する「美しい国
- 6 土景観の形成」と「地域活性化」、「観光振興」の3つの分野に着目して、登録
- 7 開始から現在までの10年間の社会動向の変化を以下に整理する。

8

9

1

①美しい国土景観の形成

- 10 平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、無電柱化の
- 11 低コスト手法の導入に向けた検討が開始されるなど、良好な景観形成や安全で
- 12 快適な通行空間の確保の一層の進展が期待される。
- 13 また、平成28年4月には「道路協力団体制度」が創設された。道路協力団
- 14 体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細や
- 15 かな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものであり、平
- 16 成29年度末までに直轄国道で30団体が指定され、そのうち、9団体が日本風
- 17 景街道パートナーシップを構成する組織として活動している。
- 18 そのほか、日本風景街道に関連する取り組みとして、平成17年10月に発足
- 19 した「日本で最も美しい村」連合があり、日本風景街道戦略会議提言以前から
- 20 の活動ではあるが、全国横断的な情報ポータルサイトの設置や加盟町村に対す
- 21 る5年ごとの再審査など、日本風景街道の発展に向けての情報発信方法や制度
- 22 面の検討において参考となる。
- 23 さらに、近年の外国人旅行者の増加等を踏まえて、一層良好な道路の景観形
- 24 成への要請が高まっているなかで、平成29年10月に国土交通省により「道路
- 25 デザイン指針(案)」が改定され、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」
- 26 が策定された。

2728

②地域活性化

- 29 平成5年4月より登録が開始された「道の駅」は、平成29年度末までに1,145
- 30 駅が登録されている。従来、「道の駅」は道路利用者への休憩施設や情報提供
- 31 施設、地域振興施設としての役割を担ってきた。近年は、地域の雇用創出や経

- 1 済の活性化、公共福祉増進を目的とした地域住民へのサービス向上などの取り
- 2 組みが、全国各地の「道の駅」を拠点に行われている。さらに、地域活性化の
- 3 拠点として、全国の模範となる優れた取り組み等を実施している道の駅を全国
- 4 モデル「道の駅」や重点「道の駅」、特定テーマ型モデル「道の駅」として選
- 5 定し、全国に展開している。
- 6 また、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、各地域
- 7 がそれぞれの特徴を活かし自律的で持続的な社会を創生できるように、国が情
- 8 報面や人材面、財政面で支援を行い、地方創生を推進している。
- 9 そのほか、地域の賑わい創出のためのイベントの場やオープンカフェとして
- 10 の道路の利用など、道路空間活用への期待の高まりを受けて、地方自治体やエ
- 11 リアマネジメント団体などの地域活動を円滑に実施するための手法を取りま
- 12 とめた「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」が平成17年
- 13 3月に国土交通省より策定された。平成28年3月には策定後の制度改正の内
- 14 容等を盛り込んだ改定が行われ、今後さらに地域活動が活性化し、円滑に行わ
- 15 れることが期待される。また、エリアマネジメント団体については、近年、全
- 16 国各地で活動が展開されるようになり、行政との連携や団体同士の情報共有等
- 17 の場として、平成28年7月には全国組織である「全国エリアマネジメントネ
- 18 ットワーク」が発足し、活動環境を整えている。

20

3観光振興

- 21 平成19年1月に「観光立国推進基本法」が施行され、観光を21世紀におけ
- 22 る日本の重要な政策の柱として明確に位置づけ、観光立国実現へ向けて様々な
- 23 取り組みが行われている。その結果として、訪日外国人旅行者は、平成19年
- 24 の835万人/年から、平成29年は2,869万人/年と大幅に増加している。さら
- 25 に、政府は平成28年3月30日に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」
- 26 において、訪日外国人旅行者数の目標人数を 2020 年に 4 千万人、2030 年に 6
- 27 千万人とすることを掲げている。
- 28 そして、観光庁は訪日外国人旅行者の地方誘客のために、テーマ性やストー
- 29 リー性を有する魅力ある観光地域ネットワークとして、平成27年からは「広
- 30 域観光周遊ルート」の形成促進事業を行っている。さらに、同年「日本版DM
- 31 〇登録制度 | を創設し、登録された法人組織は観光地域づくりの舵取り役とな

- 1 って、観光地経営の視点に立った地方創生を進めているところである。
- 2 また、平成29年9月から平成30年6月にかけて、政府は8回の観光戦略実
- 3 行推進タスクフォース(内閣官房長官、国土交通大臣、関係閣僚等出席)を開
- 4 催し、2020年訪日外国人旅行者数 4 千万人等の観光ビジョンを実現するため
- 5 の、今後1年を目途とした行動計画として、「観光ビジョン実現プログラム2018」
- 6 (観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018) を策定した。
- 7 プログラムの主要施策には、「景観の優れた観光資産の保全・活用による観光
- 8 地の魅力向上」等があり、関連施策として日本風景街道の取り組みを通じた、
- 9 地域と道路管理者等の連携や道路景観の整備等の推進の必要性に言及してい
- 10 る。
- 11 そのほか、近年は従来の観光名所だけではなく、既存のインフラや工事中の
- 12 インフラを観光資源と捉える「インフラツーリズム」や農村漁村に滞在し、そ
- 13 の地の自然・文化・生活・人々の魅力を楽しむ「グリーンツーリズム」、サイ
- 14 クリングと観光を組み合わせた「サイクルツーリズム」が注目されている。「サ
- 15 イクルツーリズム | については、平成29年5月の「自転車活用推進法」の施
- 16 行を受けて、さらなる活動の活性化が期待される。
- 17 さらに、文化庁では平成27年から地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国
- 18 の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」と認定し、魅力ある様々な文化
- 19 財群を総合的に活用する取り組みを支援している。
- 20 そして、美しい自然景観や学術的価値のある自然遺産を持った自然公園であ
- 21 る「ジオパーク」や、世界や日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む
- 22 地域である「世界農業遺産」や「日本農業遺産」も、魅力的な観光資源であり、
- 23 日本風景街道との連携による相乗効果が期待される。

3. 発展に向けた課題

- 2 日本風景街道のこれまでの活動成果については、「1.これまでの活動成果」
- 3 の通り、関係者の日々の努力によって、「美しい国土景観の形成」や「地域活
- 4 性化」、「観光振興」等の分野で様々な成果があった。
- 5 一方で、日本風景街道の更なる発展に向けて、現状で抱える課題や将来想定
- 6 される課題として以下が見受けられる。

7 8

1

①停滞が見られるパートナーシップが存在

- 9 日本風景街道の活動として、安定的・継続的に取り組んでいるパートナーシ
- 10 ップがある一方で、組織の高齢化や少数化、活動資金不足などが原因で停滞し
- 11 ているパートナーシップも存在している。
- 12 また、地元自治体や道路管理者等の連携による活動環境の整備などの活動活
- 13 性化に向けたパートナーシップに対する支援も十分でない場合がある。

14

15 ②「日本風景街道」の認知度が低い

- 16 これまでのパートナーシップの日々の努力によって様々な成果があったが、
- 17 依然として「日本風景街道」という施策自体の認知度が低く、活動の活性化に
- 18 繋がりにくい状況にある。
- 19 国土交通省やパートナーシップ等による情報の発信が全体として多いとは
- 20 いえない状況であり、訪日外国人旅行者を含めた情報の受け手を考慮した情報
- 21 のカテゴライズや見える化など発信方法の工夫を行っている事例も限られて
- 22 いる。

2324

③関係者間の発展に向けた議論が不足

- 25 パートナーシップを構成する個々の組織同士やパートナーシップ同士、パー
- 26 トナーシップと地方協議会など、様々な関係者間での議論が不足している。さ
- 27 らに、道の駅や道を中心とした同種の活動団体との議論が十分に行われている
- 28 とはいえない。
- 29 また、パートナーシップを構成する個々の組織や地方協議会のそれぞれの
- 30 役割が不明確になっていることも議論が不足する要因と考えられる。

④地元自治体との連携が不足

- 2 日本風景街道の活動を継続するためには、パートナーシップを構成する活動
- 3 団体と地元自治体との連携が効果的であるが、連携が不足している場合がある。
- 4 これは、地元自治体の連携に対する意識が低いことや、地元自治体と他の活
- 5 動団体が連携のあり方やメリットを理解できていないことが要因と考えられ
- 6 る。

7

8

1

⑤好事例や助成制度等の共有が不足

- 9 活動内容の方向性に問題がある場合や、活用できる助成制度を知らない場合、
- 10 申請に手間取るために助成が受けられていない場合などにより、活動が停滞し
- 11 ているパートナーシップが見られる。
- 12 これは、参考となる好事例や申請方法などを含めた助成制度等の情報の共有
- 13 が不足していることが要因としてあげられる。

14

15

⑥ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない

- 16 当初のルート登録開始から10年が経過し、ルートによっては活動目的や活
- 17 動主体、活動内容などが既に変わっていることが想定される。また、近年増加
- 18 している訪日外国人旅行者を意識した場合に、新たな地域資源発見の可能性も
- 19 あるが、現状でパートナーシップの活動状況を定期的に確認するスキームがな
- 20 V
- 21 また、定期的に活動状況を確認する機会がないため、活動が停滞傾向にある
- 22 パートナーシップが表面化せず、国土交通省や地元自治体等による支援が遅れ
- 23 たり、支援されることなく活動が実質上停止してしまう恐れがある。

24

25

⑦資金・人員体制が不足

- 26 活動資金の確保や人員体制の保持が十分でないことにより、活動が停滞して
- 27 いるパートナーシップが見られる。
- 28 これは、収益活動が可能な道路協力団体制度に関する情報など、資金や人員
- 29 体制を確保する方法の共有が不足していることが要因としてあげられる。

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

- 「2. 社会動向の変化」や「3. 発展に向けた課題」を踏まえた日本風景街 2 道の発展に向けた具体的な取り組みの方向性について、「(1)活動の活性化」、 3
- 「(2) 交流連携の推進」、「(3) 活動環境の整備」に分類し以下に示す。 4

5 6

1

(1)活動の活性化

①景観の整備・保全 7

- 8 民間と行政は日本風景街道の施策を展開する上での両輪である。しかしなが
- ら、景観保全や施設整備等のハード整備を伴うものは、パートナーシップ単独 9
- 10 で実施するには予算的なハードルもあり、これまでの実績は限定的である。今
- 後は、道路管理者や地元自治体が中心となって、民間と連携した景観の整備・ 11
- 12 保全の推進方策を検討すべきである。
- 例えば、平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に 13
- よる無電柱化や、平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」による自 14
- 転車通行空間の整備、平成29年10月に策定された「景観に配慮した道路附 15
- 属物等ガイドライン」に基づいたルートやビューポイントの整備を推進すべき 16
- である。 17
- 沿道に対しては、屋外広告物条例の活用等による屋外広告物を含めた沿道景 18
- 観規制を推進すべきである。 19
- また、景観保全の観点からは、パートナーシップとの協定の締結等により、 20
- 景観保全体制の構築や定期的な景観点検の実施を推進すべきである。 21

22

23

②案内看板等の検討

- 日本風景街道の認知度向上のために、道路上や民地内での案内看板等の設置 24
- に取り組んでいるルートが見られるが、それぞれが独自の基準で運用しており、 25
- 限定的な活動に留まっている。案内看板等の設置が全国的に広まることは、認 26
- 知度向上に加え、地図やカーナビゲーション等へ日本風景街道に関する情報が 27
- 掲載されやすくなり、これまで以上に観光案内や観光体験がしやすくなること 28
- 29 につながる可能性がある。
- パートナーシップからも案内看板等の設置についての行政からの積極的な 30
- 支援を求める意見もあることから、まずは地方協議会やパートナーシップにお 31

- 1 いて、十分議論すべきである。そのうえで、認知度向上のための案内看板等の
- 2 あり方を具体的に検討すべきである。検討の際には、日本風景街道がエリアを
- 3 持った概念であり、中心となる道路が明確になっているか、名称が地域に受け
- 4 入れられたものになっているか、案内看板等が景観に馴染んだものになってい
- 5 るかなどについて留意する必要がある。
- 6 また、設置の条件にパートナーシップによる「継続的な景観保全」や「積極
- 7 的な活動維持」等を盛り込むことにより活動の活性化に繋げることや、高速道
- 8 路利用者による日本風景街道の立寄り促進のため、高速道路での案内について
- 9 も検討すべきである。

11

③情報の発信・共有

- 12 現在の日本風景街道の情報発信は、地方協議会やパートナーシップがそれぞ
- 13 れ独自に作成したウェブサイトによるものとなっており、発信する情報の量や
- 14 質、更新頻度等にバラつきが見られる。
- 15 このため、日本風景街道の更なるブランド化や認知度の向上を目的として、
- 16 全国横断的な情報ポータルサイトの設置について検討すべきである。なお、情
- 17 報発信の際には、日本風景街道の風景や地域資源を立地や特徴等でカテゴライ
- 18 ズするなど、受け手を考慮して情報を整理すべきである。
- 19 また、人気の高い観光地等では、SNS を活用した情報発信が効果的に行わ
- 20 れているが、日本風景街道での事例は少ない。先行事例の共有などにより、地
- 21 方協議会やパートナーシップが勧める風景の動画や写真、イベント情報等を
- 22 SNSで積極的に発信できる環境を整備すべきである。また、観光客による SNS
- 23 を活用した情報発信も観光促進には重要であることから、ビューポイントを整
- 24 備する際には、情報発信を促すような魅力的な空間の整備が望まれる。

2526

27

(2)交流連携の推進

①道の駅との連携

- 28 現在、全国に 1,000 箇所を超える道の駅が展開され、日本風景街道の登録エ
- 29 リア内や近傍にも道の駅が多く存在している。道の駅の施設を利用したイベン
- 30 トの実施や、共同のガイドマップ作成等、日本風景街道と道の駅の連携が徐々
- 31 に進んできており、道路の美化活動資金捻出のために、道の駅でのマルシェ開

- 1 催等の取り組みも一部で見られる。
- 2 日本風景街道は、道の駅同士を魅力的な風景によってつなぐ役割を担うもの
- 3 として、他方、道の駅は、日本風景街道の情報発信や活動の拠点として、相互
- 4 に魅力向上のためのあり方について検討すべきである。
- 5 今後も、効果的な連携を図り、双方の価値向上に向けて、関係者間のコミュ
- 6 ニケーション強化等が望まれる。

8

②同種活動との連携

- 9 日本風景街道のような多様で広範囲にわたる活動は、同様の目的を持った同
- 10 種の活動が重複する場合や近接する場合があり、その場合は、双方の活動の価
- 11 値向上に向けて連携すべきである。
- 12 例えば、ボランティア・サポート・プログラムや九州地方における「道守九
- 13 州会議」、中国地方における「夢街道ルネサンス」等の同種活動は、活動に同
- 14 じメンバーが関わっていることも多いことから、それぞれの特徴を活かしなが
- 15 ら、効果的・効率的な連携を進めていくことが望まれる。

1617

③関連施策との連携

- 18 近年、多様な展開をみせている観光施策や文化財施策、農林振興施策等と日
- 19 本風景街道との連携のあり方について検討すべきである。
- 20 今後の活動目的や活動内容を検討する場合には、日本風景街道単体としてだ
- 21 けではなく、広域観光周遊ルートや日本版DMO、グリーンツーリズム、サイ
- 22 クルツーリズム、世界遺産、日本遺産、ジオパーク等との連携を進めていくこ
- 23 とが望まれる。
- 24 さらに、日本風景街道を通じて、周辺の地域資源や地域の生活文化や食文化
- 25 等について魅力的に発信・案内できる人材、いわゆる、「道の語り部」を育成し
- 26 ていくべきである。
- 27 また、増加する訪日外国人旅行者対応として、観光案内やその他の情報発信
- 28 時の多言語化や多言語ガイドの育成、海外向けプロモーション等を積極的に行
- 29 うべきである。

30

31

4)関係者の交流

日本風景街道の活動の活性化や円滑化のために、国道事務所をはじめとした
道路管理者や地元自治体、パートナーシップ同士の交流や情報共有等を促進すべきである。パートナーシップにとって、国道事務所や地元自治体、他のパートナーシップとの交流は、情報交換だけではなく、刺激しあい、励ましあうことにつながり、活動を継続する上で大変重要なことである。

関係者の交流促進にあたっては、現在、地方ブロックの全体会議を年に 1 回程度実施しているところが見られるが、例えば、全国の地方協議会を集めた 意見交換の場を設置すべきである。そして、交流促進の場では、全国のルート の好事例や、活動資金不足の対策として活用可能な助成制度とその申請手続き 等のノウハウを共有すべきである。

(3)活動環境の整備

①表彰制度の導入

パートナーシップによる活動のさらなる発展に向けて、地域の魅力やモチベーションの向上に繋がる表彰制度は効果的である。

現在、表彰を継続的に実施している地方協議会もあれば、表彰を実施していなかったり、中断している地方協議会もある。表彰を実施している地方協議会については、今後も継続して実施すべきであり、表彰を中断又は実施していない地方協議会については、先行事例を参考に、各地域に応じた表彰制度を導入すべきである。

表彰制度は地元マスコミの報道効果による認知度の向上や地元自治体や民間からの支援拡大などに寄与することも期待される。

将来的には、各ルートの活動状況や各地方協議会における表彰制度の定着 状況等を踏まえて、全国規模の表彰制度の導入も検討すべきである。

②登録内容の再確認

登録開始から 10 年が経過し、当時の登録内容において、活動目的や活動範囲、地域資源、パートナーシップの構成メンバー等が変わっていることが想定される。今後の活動をさらに活性化させるためにも、登録内容を再確認する仕組みの導入を検討すべきである。社会動向が変化する中においても、継続的に日本風景街道の活動を行うためには、再確認を通じて、活動を担っているパートナーシップの活動コンセプトや活動範囲、役割分担等を明確にする必要がある。

- 1 さらに、近年の訪日外国人旅行者の増加に伴って、訪日外国人旅行者からの 2 視点での新たな地域資源の発掘も意識すべきである。
- また、登録内容の再確認の過程では、地方協議会を構成する地方整備局や関係自治体等がパートナーシップに積極的に関わり、助言を行うなど、活動の活
- 5 性化のきっかけとすることが望まれる。

7

③道路協力団体制度の活用

- 8 道路協力団体制度は平成28年4月に創設され、平成29年度末までに直轄国 道における道路協力団体が30団体指定されている。
- 10 本制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細 11 やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に 12 応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度である。
- 13 直轄国道における道路協力団体 30 団体のうち、9 団体が日本風景街道パー 14 トナーシップを構成する組織となっており、パートナーシップが直面する活動 15 資金不足等の課題解決や賑わいの創出に関する取り組みを推進していく上で 16 本制度を効果的に活用すべきである。
- 17 今後は、道路協力団体による収益事業等の好事例の発信や共有を行い、日本 18 風景街道における道路協力団体の指定拡大を推進すべきである。

19

20

④支援体制の構築

- 21 各パートナーシップによる効果的で継続的な活動を支援するための体制や 22 仕組みを検討すべきである。
- 25 では、シーニックバイウェイ北海道全体の広報及びプロモーション活動や包括
- 26 連携企業との連携、ルートと連携した観光プロジェクトづくり、全国的なネッ
- 27 トワークづくり、視察対応等の支援を行っている。他の地方においても、こう
- 28 した支援内容や手法を参考に、地方協議会等による支援方法を検討することが
- 29 望まれる。

「日本風景街道」有識者懇談会 1 委員名簿 2 3 日本大学 特任教授,筑波大学 名誉教授 ◎ 石田 東生 4 楓 (株) JTBパブリッシング 千里 5 エグゼクティブ・アドバイザー 6 熊野 稔 宮崎大学 地域資源創成学部 副学部長 8 玉川 孝道 元·西日本新聞社 副社長 9 林 美香子 慶應義塾大学大学院 10 システムデザイン・マネジメント研究科特任教授 11 12 京都府立大学 副学長 宗田 好史 13 (敬称略・五十音順) 14 ◎:委員長 15

開催実績 第1回: 平成29年12月18日(月) (1)日本風景街道のこれまで (2) 日本風景街道の課題 (3) その他 第2回:平成30年2月19日(月) (1) 今後の風景街道の活動のあり方について (2) 今後の風景街道の枠組みのあり方について (3) その他 第3回:平成30年5月10日(木) (1) 風景街道の発展に向けた取り組みについて (2) 提言(骨子案)について (3) その他 第4回:平成30年7月23日(月) (1)「日本風景街道の発展に向けて 提言(案)」について (2) その他

「日本風景街道」有識者懇談会